

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年1月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900371号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900100号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年9月5日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から同年11月までの標準報酬月額については17万円から22万円、同年12月から平成19年6月までの標準報酬月額については17万円から24万円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については17万円から26万円、同年9月から平成20年3月までの期間、同年11月及び平成21年3月の標準報酬月額については20万円から26万円、平成20年4月から同年10月までの期間及び同年12月から平成21年2月までの期間の標準報酬月額については20万円から28万円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額については20万円から24万円とする。

平成18年9月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年9月5日から同年12月1日までの期間及び平成19年7月1日から平成20年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から同年11月までの標準報酬月額については上記1の訂正後の22万円から24万円に、平成19年7月から平成20年3月までの標準報酬月額については上記1の訂正後の26万円から28万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年9月から同年11月までの期間及び平成19年7月から平成20年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成18年12月の賞与支払年月日を同年12月31日、標準賞与額を25万円、平成20年8月の賞与支払年月日を同年8月31日、標準賞与額を30万円とすることが必要である。

平成18年12月31日及び平成20年8月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成18年12月31日及び平成20年8月31日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認め

られる。

- 4 請求者のA社における平成19年7月の賞与支払年月日を平成19年7月5日、標準賞与額を10万円から26万1,000円、同年12月の賞与支払年月日を平成19年12月20日、標準賞与額を20万円から25万4,000円、平成20年12月の賞与支払年月日を平成20年12月5日、標準賞与額を18万円から24万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月5日、同年12月20日及び平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年7月5日、同年12月20日及び平成20年12月5日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 5 請求者のA社における平成19年7月5日、同年12月20日及び平成20年12月5日の標準賞与額を平成19年7月5日は上記4の訂正後の26万1,000円から27万円、同年12月20日は上記4の訂正後の25万4,000円から30万円及び平成20年12月5日は上記4の訂正後の24万9,000円から28万円に訂正することが必要である。

なお、平成19年7月5日、同年12月20日及び平成20年12月5日の訂正後の標準賞与額（上記4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年9月5日から平成21年9月1日まで
② 平成18年12月
③ 平成19年7月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年8月
⑥ 平成20年12月

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社における請求期間①に係る標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低額になっている。また、請求期間②及び⑤については、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されて

いたが、当該賞与の記録がない。さらに、請求期間③、④及び⑥については、標準賞与額として記録されている金額が、給料支払明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額より低い記録となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成18年9月5日から平成20年9月1日までの期間について、オンライン記録により、請求者のA社に係る平成18年9月から平成19年8月までの標準報酬月額が17万円、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額は20万円であることが確認できる。請求者から提出された同社の給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）により、平成20年4月を除き、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額（平成18年9月から同年11月までは22万円、同年12月から平成19年3月までは24万円、同年4月から平成20年3月までは26万円、同年5月から同年8月までは30万円）に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成20年4月に係る厚生年金保険料の控除について、給料支払明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料はないものの、同月以外の給料支払明細書により、平成19年及び平成21年における固定的賃金の合算額及び厚生年金保険料控除額が4月に変動して翌年3月まで変化がないことが確認できることから平成20年においても4月に変動したものと推認され、同年5月の厚生年金保険料控除額と同額が控除されたと考えるのが自然であり、保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円と推認できる。

さらに、平成18年9月5日から平成20年9月1日までの期間について、給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、平成18年9月から平成19年6月までの標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は24万円、給料支払明細書により、同年7月から平成20年8月までの本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は28万円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成18年12月から平成19年3月までの標準報酬月額は24万円、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年9月から同年11月までの標準報酬月額は22万円、平成19年7月から平成20年3月までの標準報酬月額は26万円、本来の報酬月額から、平成19年4月から同年6月までの標準報酬月額は24万円、平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額は28万円に訂正することが必要である。

2 請求期間①のうち、平成18年9月5日から同年12月1日までの期間及び平成19年7月1日から平成20年4月1日までの期間について、平成18年9月から同年11月までの期間及び平成19年7月から平成20年3月までの期間の上記1の訂正後の標準報酬月額は、本来の報酬

月額より低いことから、平成 18 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額は 22 万円から 24 万円、平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月までの標準報酬月額は 26 万円から 28 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 18 年 9 月から同年 11 月までの期間及び平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、請求者の A 社に係る平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額は 20 万円であることが確認できるところ、給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額（平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 24 万円）に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの給料支払明細書により確認できる報酬月額（以下「みなしの報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、平成 20 年 9 月、同年 10 月、同年 12 月から平成 21 年 2 月までの期間及び同年 5 月から同年 8 月までの期間は 28 万円、平成 20 年 11 月及び平成 21 年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 30 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又はみなしの報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から平成 21 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 24 万円、みなしの報酬月額から、平成 20 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月から平成 21 年 2 月までの期間の標準報酬月額は 28 万円、平成 20 年 11 月及び平成 21 年 3 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否かについて不明と回答しているが、請求期間①について、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に係る算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義

務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、請求者から提出されたA社の賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）により、請求者は、請求期間②に25万円の賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支給日については、上記賞与支払明細書には「18年12月冬期賞与」と記載があるのみで、事業主も資料がなく不明と回答していることから、賞与支給月の月末と認定し平成18年12月31日とすることが妥当である。

- 5 請求期間⑤について、賞与支払明細書により、請求者は、請求期間⑤に30万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、上記賞与支払明細書において、厚生年金保険料控除額は請求期間⑤当時の適正な厚生年金保険料率よりも高い保険料率を用いて計算されていることから、賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額は、賞与支払明細書において確認できる賞与額から、請求期間⑤は30万円とすることが必要である。

また、請求期間⑤の賞与支給日については、上記賞与支払明細書には「20年8月夏期賞与」と記載があるのみで、事業主も資料がなく不明と回答していることから、賞与支給月の月末と認定し平成20年8月31日とすることが妥当である。

- 6 請求期間③、④及び⑥について、賞与支払明細書により、請求者は、請求期間③に27万円、請求期間④に30万円及び請求期間⑥に28万円の賞与の支払を受け、請求期間③に26万1,000円、請求期間④に25万4,000円及び請求期間⑥に24万9,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④及び⑥に係る標準賞与額は、賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は26万1,000円、請求期間④は25万4,000円及び請求期間⑥は24万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間③、④及び⑥の賞与支給日については、オンライン記録により、平成19年

7月5日、平成19年12月20日及び平成20年12月5日と認定することが妥当である。

7 事業主が請求者の請求期間②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料（請求期間③、④及び⑥に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②、③、④、⑤及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

8 請求期間③、④及び⑥について、賞与支払明細書により、請求者の当該期間に係るそれぞれの賞与額は、上記6の訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できることから、請求期間③は27万円、請求期間④は30万円及び請求期間⑥は28万円に標準賞与額を訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記6の訂正後の標準賞与額を除く。）については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900412号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900026号

第1 結論

昭和50年6月から昭和51年2月までの請求期間及び同年3月から昭和53年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年6月から昭和51年2月まで
② 昭和51年3月から昭和53年9月まで

請求期間①について、昭和50年6月末にA社を退職し、会社の指示どおり、翌7月にB市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、納付書に指定された期日ごとに遅れることなく、市役所又は最寄りの郵便局で納付していた。請求期間②について、昭和51年3月にC社に入社したがその月に退職することとなり、会社の指示どおり、翌4月までに国民年金の加入手続をB市役所で行い、請求期間①と同様に国民年金保険料を納付していたので、請求期間①及び②の国民年金の記録がない事に納得ができない。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については、昭和50年7月に、請求期間②については、昭和51年4月までに、それぞれ、B市役所において国民年金の加入手続を行い、自宅に送られてきた納付書により、請求期間①及び②の国民年金保険料を、納付書の指定期日ごとに市役所又は郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、請求者が国民年金の加入手続をした時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年5月頃と推認され、請求者の主張する手続時期とは一致しない。

また、請求者が所持する年金手帳には、請求期間①及び②に係る資格記録の記載がない上、昭和57年5月1日に国民年金の被保険者となった旨が記載されており、当該日付は、B市から提出された「旧B市国民年金システム(画面コピー)」及びオンライン記録の資格取得年月日とも一致していることから、請求者の請求期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の年金手帳が発行され、当該年金手帳に係る記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続時に年金手帳を受け取った記憶がないと陳述している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

そのほか、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。